

一般社団法人日本小児神経学会 脳と発達編集委員会規則

(目的)

第1条 小児神経学および関連領域における新たな知見を学会員に提供し、学会活動とそのポリシーを社会へ発信するために、機関誌「脳と発達」を編集・発行する。

(構成)

第2条

- 1 委員会は、委員長、委員をもって組織（24名以内）し、必要に応じて副委員長を置く。
- 2 委員長及び委員の選任は、一般社団法人日本小児神経学会委員会規則に則る。
- 3 委員長及び委員の任期は2年とする。再任を妨げないが、4回までとする。

(運営)

第3条

- 1 委員会は「脳と発達」の編集と発行に関する案件を審議する。
- 2 委員会の議事は委員長を含む出席者の過半数を持って決する。議決に加わることのできる委員が書面又は電磁的記録により意思表示をしたときは、議決があったものとみなす。
- 3 委員会の議事については、議事録を作成する。

(投稿規定)

第4条 「脳と発達」の編集に関しては、委員会の審議を経た上で、別に投稿規定を定める。

(出版社との契約)

第5条 「脳と発達」の発行に関しては、理事会、評議員会の承認を得た上で、しかるべき出版社と期限を定めた契約を締結して作業を進める。

(J-STAGE)

第6条 「脳と発達」のJ-STAGE事業は、委員会の審議を経た上で進めるものとする。

附 則

この規則は、平成27年8月7日より施行する（平成27年8月7日理事会決議）